

越 監 公 表 第 1 4 号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和2年（2020年）11月に定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年12月28日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 武 藤 智

越谷市監査委員 島 田 玲 子

令和2年度(2020年度) 第2回 定期監査結果報告書

1 準拠基準

越谷市監査基準

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

3 監査の対象

子ども家庭部所管の財務に関する事務（主として令和2年度分）

- ・子育て支援課 児童発達支援センター
- ・子ども育成課 増林保育所 登戸保育所
- ・青少年課 児童館コスモス 児童館ヒマワリ

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に、重要リスクに基づき、監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点（主なもの）
1 業務の遅滞が発生するリスク	ア 納入の通知は適正に行われているか。また、納期限の設定は適切か。 イ 督促、催告及び時効中断手続は適時、かつ適正に行われているか。
2 財務データ入力誤り・改ざんが発生するリスク	ア 調定の時期及び手続は適正か。 イ 調定漏れはないか。 ウ 前年度収入未済額は確実に調定の繰越しがなされており、また、その時期は適正か。
3 過大支出・過少支出が発生するリスク	(1) 旅費の支出について
	ア 計算は最も経済的な通常の経路により行われているか。 イ 支出目的及び履行の確認が行われているか。
	(2) 会計年度任用職員報酬の支出について
	ア 金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。 イ 支給金額は関係規定又は合理的な基準に基づいているか。

5 監査の主な実施内容

事前に提出された資料及び関係帳票簿冊等について、証憑突合、計算突合、質問、閲覧等の手法を用いて監査を実施した。

《監査項目》

- (1) 収入事務
 - ① 調定事務
 - ② 収納事務
 - ③ 現金取扱事務
 - ④ その他の収入事務
- (2) 支出事務
 - ① 旅費の計算事務
 - ② 契約事務
 - ③ 補助金等の交付事務
 - ④ その他の支出事務
- (3) 財産管理
 - ① 物品の管理
 - ② 公有財産の管理
 - ③ 債権の管理

6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所
監査室、監査委員事務局及び対象部局執務室等
- (2) 日程
令和2年（2020年）10月8日（木）から同年11月26日（木）まで

7 監査の結果

今回、監査を実施したところ、子ども家庭部所管の財務に関する事務の執行は、おおむね適正と認められた。なお、一部に是正・改善を要する点（「指摘事項」、「指導事項」）が見受けられたため、以下に記載する。「指摘事項」については、関係法令等を再度確認するとともに、適切な措置を講じるよう要望する。また、「指導事項」については、監査の期間中に改善を要望し、適正に処理した旨の報告を受けている。

今後においても、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

【指摘事項】

＜支出事務＞

（1）旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、定期券保有区間分の旅費の減額調整をしていなかったため過支給となっていたものである。（子育て支援課）

【指導事項】

<収入事務>

(1) 調定事務

- ① 調定の時期に誤りがあったもの。(子育て支援課)
- ② 前年度未収分の調定が出納閉鎖後速やかに行われていなかったもの。(子育て支援課)
- ③ 決裁区分に誤りがあったもの。(児童館コスモス)

(2) 収納事務

- ① 納期限の設定に誤りがあったもの。(子育て支援課・増林保育所・登戸保育所)
- ② 会計規則どおりに督促状の送付が行われていなかったもの。(子育て支援課・児童発達支援センター・子ども育成課)

<支出事務>

(1) 契約事務

- ① 決裁区分に誤りがあったもの。(児童発達支援センター・青少年課)

<財産管理>

(1) 公有財産の管理

- ① 決裁区分に誤りがあったもの。(児童発達支援センター)